

芦屋市特別職報酬等審議会

(参 考 資 料)

令和 6 年 10 月 4 日

目 次

1	芦屋市特別職報酬等審議会委員名簿	1
2	芦屋市附属機関の設置に関する条例	2
3	芦屋市特別職報酬等審議会規則	10
4	芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例	11
5	芦屋市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	16
6	阪神7市 特別職の給与月額と比較	19
7	阪神7市 市議会議員の給与月額と比較	21
8	阪神7市 令和4年度財政状況等の比較	23
9	芦屋市 財政状況の推移	24
10	阪神7市 特別職の期末手当の比較	25
11	阪神7市 市議会議員の期末手当の比較	26
12	阪神7市 特別職の退職手当の比較	27
13	阪神7市 特別職報酬等審議会の開催等の比較	28

芦屋市特別職報酬等審議会委員名簿

(50 音順、敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
麻木 邦子	税理士
五島 慶太	芦屋地方労働組合協議会 議長
塩路 伸世	芦屋市社会福祉協議会 副会長
塩見 知香	市民委員
新谷 勝彦	芦屋市商工会 副会長
當間 克雄	兵庫県立大学社会科学研究科教授
中村 真也	市民委員
東村 具徳	芦屋納税協会 副会長
松沢 はつ子	芦屋市婦人会
吉野 哲夫	芦屋市自治会連合会 副会長

【事 務 担 当】

総務部長	岡 崎 哲 也
労務・給与担当課長	長 谷 啓 弘
人事課課長補佐	無量林 良 蔵
人事課給与・厚生係長	藤 田 進

T E L : 0 7 9 7 (3 8) 2 0 1 8
 F A X : 0 7 9 7 (3 8) 2 1 5 9
 M A I L : syokuin@city.ashiya.lg.jp

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例

平成18年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市長等倫理審査会	市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の倫理に関する重要な事項についての調査審議	8人	人格高潔で、市長等の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができる法律又は社会に関する学識経験者	2年
	芦屋市総合計画審議会	芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議	20人以上	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民団体の代表者 (4) 特に市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2年
	芦屋市男女共同参画推進審議会	男女共同参画の推進に関する事項の調査審議	10人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市内で活動する団体の代表	2年
	芦屋市文化推進審議会	文化の推進に関する重要事項についての調査審議、文化の推進に関する事項について意見を述べること及び文化の推進に関する施策の評価	10人以上（その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。）	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当と認める者	2年（臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間）

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	(1) 芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)第16条第3項及び第4項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (2) 情報公開制度の運用と改善に関する事項について調査審議すること。 (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (4) 芦屋市個人情報保護法施行条例(令和4年芦屋市条例第23号)第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。 (5) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について調査審議すること。 (6) 芦屋市議会個人情報	6人以内	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年
--------------------------	--	-------------	--------------------------------	-----------

	報の保護に関する条例 (令和5年芦屋市条例 第4号)第45条の規定 による諮問に応じ審査 請求について調査審議 すること。 (7) 芦屋市議会個人情報 の保護に関する条例 第50条の規定による 諮問に応じ調査審議す ること。			
芦屋市行政評 価委員会	行政評価その他行政評 価の推進に関する事項 についての審議	8人以内	行政運営及び行政評価 について優れた識見を 有する者	委嘱した日 の属する年 度の末日ま での期間
芦屋市指定管 理者選定・評 価委員会	芦屋市公の施設の指定 管理者の指定手続等に 関する条例(平成16年 芦屋市条例第22号)第 4条及び第5条に規定 する指定管理者の候補 者の選定並びに指定管 理者に行わせた公の施 設の管理に係る評価に 関する事項についての 審議	諮問に係 る公の施 設ごとに 8人以内	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る公の 施設に関し専門的知識 を有する者 (3) 市職員	左欄(1)に 掲げる者 2年 左欄(2)及 び(3)に掲 げる者 諮 問に係る審 議が終了す るまでの期 間
芦屋市特別職 報酬等審議会	市議会議員の議員報酬 の額並びに市長、副市長 及び教育長の給料の額 に関する事項について の審議	10人	(1) 学識経験者 (2) 市内の公共的団 体等の代表者 (3) 市民	諮問に係る 審議が終了 するまでの 期間
公務災害補償 等認定委員会	芦屋市議会の議員その 他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条 例(昭和42年芦屋市条 例第25号)第3条第3 項に規定する公務又は 通勤により生じた災害 の認定について意見を 述べること。	5人	学識経験者	3年
公務災害補償 等審査会	芦屋市議会の議員その 他非常勤の職員の公務	3人	学識経験者	3年

	災害補償等に関する条例第18条第2項に規定する不服申立てについての審査			
芦屋市保有土地活用事業者選定委員会	事業提案型の公募による保有土地の活用に係る事業予定者の選定に関する事項についての審議	諮問に係る保有土地ごとに8人以内	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る保有土地の活用に関し専門的知識を有する者 (3) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間
芦屋市／打出／芦屋／財産区共有財産管理委員会	／打出／芦屋／両財産区で共有する財産の管内管理及び処分に関する事項についての調査審議	15人以内	それぞれの財産区の区域内に3年以上住所を有する者で市議会議員の被選挙権を有するものの	4年（財産区の区域外に住所を移した場合は市議会議員の被選挙権を失った場合は、委員の職を失う。）
芦屋市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する審査並びに不当な圧力と不正行為の排除に関する事項についての調査審議	3人	公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者	2年
芦屋市ご当地ナンバープレート選定委員会	公募による原動機付自転車の標識に係るデザイン選定の選定に関する事項についての審議	5人	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間
芦屋市美術品収集委員会	芦屋市立美術博物館に収蔵する美術品の収集に関する必要な事項についての調査審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年
芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会	教育・保育施設の整備及び地域型保育事業を行う事業予定者の選定に関する事項についての審議	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者団体関係者 (3) その他市長が適当と認める者	2年
芦屋市こども家庭・保健センター運営審議会	芦屋市こども家庭・保健センターの運営に関する特に重要な事項についての審議	12人以内	(1) 知識経験者 (2) 市内の医師会、歯科医師会及び薬剤師会がそれぞれ推薦する者	2年

			(3) 市職員	
芦屋市予防接種健康被害調査委員会	予防接種により発生した健康被害の原因、補償等に関する事項についての調査審議	5人	(1) 芦屋市医師会推薦の医師 (2) 兵庫県推薦の専門医師 (3) 兵庫県芦屋保健所長	2年
芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり紛争調停委員	緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年芦屋市条例第10号)に規定する事項に関する紛争の調停	6人以内	(1) 弁護士の資格を有する者 (2) 学識経験者 (3) 司法又は行政経験者	2年
芦屋市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居資格、選考方法、住宅の割当方法その他必要な事項についての調査審議	12人以内	(1) 市議会議員 (2) 市民団体の代表者 (3) 市職員	1年
芦屋市社会福祉審議会	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議	25人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 知識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 社会福祉団体等の代表者 (5) 行政関係者 (6) 市職員	2年(臨時委員は、担任事項についての審議が終了するまでの期間)
芦屋市立上宮川文化センター一運営審議会	芦屋市立上宮川文化センターの運営に関する重要事項についての調査審議	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係地域団体の代表者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
芦屋市霊園使用者選考委員会	芦屋市霊園の利用者を決定する基準その他必要な事項についての調査審議	10人以内	(1) 知識経験者 (2) 市民 (3) 市職員	2年
芦屋市公共事業評価監視委員会	市が再評価を実施する公共事業に係る対応方針についての審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市内の公共的団体等の代表者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
芦屋市住居表示審議会	住居表示整備事業に関する事項についての調査審議	25人以内	(1) 知識経験者 (2) 整備実施区域居住者 (3) 関係行政機関の	諮問に係る審議が終了するまでの期間

			職員 (4) 市職員	
芦屋市住環境 紛争調停委員	芦屋市住みよいまちづ くり条例(平成12年芦 屋市条例第16号)第2 条に規定する特定宅地 開発及び特定建築物の 建築の施行に伴う紛争 の調停	6人以内	(1) 弁護士の資格を 有する者又は司法経験 者 (2) 建築問題若しく は調停に深い知識を有 する学識経験者又は行 政経験者	2年
芦屋市都市景 観審議会	景観の形成に必要な事 項についての調査審議 並びに景観の形成に関 する事項、屋外広告物に 係る広告物等規制地域 及び禁止物件の指定等 並びに風致地区内にお ける許可を要する行為 への特例基準の適用に ついて意見を述べるこ と。	10人以 内(その他 必要に応 じて臨時 委員若干 人を置く ことがで きる。)	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市民 (4) 関係行政機関の 職員	2年(臨時 委員は、担 任事項につ いての審議 が終了する までの期 間)
芦屋市景観認 定審査会	芦屋市都市景観条例(平 成21年芦屋市条例第 25号)第9条及び第9 条の2に規定する認定 に係る審査に関する事 項について意見を述べ ること。	5人以内	学識経験者	2年
芦屋市市街地 再開発事業事 業協力者・特 定建築者選定 委員会	市街地再開発事業に係 る事業協力者又は都市 業協力者・特 定建築者選定 委員会 再開発法(昭和44年法 律第38号)第99条の 2第2項に規定する特 定建築者の選定に関す る事項についての審議	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市街地再開発事 業に係る施設の整備等 に関し専門的知識を有 する者 (3) 市職員	諮問に係る 審議が終了 するまでの 期間
芦屋市 PFI 事 業者選定委員 会	民間資金等の活用によ る公共施設等の整備等 の促進に関する法律(平 成11年法律第117 号)第8条第1項の規定 による特定事業を実施 する民間事業者の選定 に関する事項について	5人	(1) 学識経験者 (2) 公共施設等の整 備等に関し専門的知識 を有する者	諮問に係る 審議が終了 するまでの 期間

		の審議			
	芦屋市上下水道事業経営審議会	本市上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議	20人以内	(1) 知識経験者 (2) 市民 (3) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市消防賞じゅつ審査委員会	芦屋市消防賞じゅつ条例(昭和28年芦屋市条例第34号)に規定する賞じゅつ金等の支給に関する事項についての審査	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市職員	諮問に係る審査が終了するまでの期間
教 育 委 員 会	芦屋市立学校通学区域審議会	芦屋市立の学校の通学区域の設定及び変更に関する事項についての調査審議	20人以内	(1) 関係地域居住者 (2) 関係機関又は関係団体の代表者 (3) 知識経験者 (4) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間(左欄(1)の委員にあっては関係地域以外の地域に住所を移した場合は、委員の職を失う。)
	芦屋市学校教育審議会	本市の学校教育に関する重要事項についての調査審議	15人以内	学識経験者その他教育委員会が適当と認める者	諮問に係る審議が終了するまでの期間
	芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会	芦屋市立の小学校及び中学校使用教科用図書の採択に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 保護者代表 (3) 芦屋市立の学校の校長及び教員 (4) 市職員	諮問に係る審議が終了するまでの期間

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（条例の廃止）

第2条 次の条例は、廃止する。

- (1) 芦屋市総合計画審議会条例（昭和60年芦屋市条例第22号）
- (2) 芦屋市特別職報酬等審議会条例（昭和40年芦屋市条例第8号）
- (3) 芦屋市／打出／芦屋／財産区共有財産管理委員会条例（昭和42年芦屋市条例第14号）
- (4) 芦屋市立学校通学区域審議会条例（昭和46年芦屋市条例第18号）
- (5) 芦屋市学校教育審議会条例（昭和63年芦屋市条例第6号）
- (6) 芦屋市社会福祉審議会条例（昭和60年芦屋市条例第23号）
- (7) 芦屋市住居表示審議会条例（昭和42年芦屋市条例第1号）
- (8) 芦屋市水道事業経営審議会条例（昭和50年芦屋市条例第26号）

<省略>

3 芦屋市特別職報酬等審議会規則

平成18年4月1日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(平25規則15・平29規則12・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第15号抄）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第12号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

昭和43年11月27日

条例第33号

芦屋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年芦屋市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長

（平19条例3・平27条例8・一部改正）

（給与）

第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

（平18条例6・平27条例7・一部改正）

（給料）

第3条 特別職の職員の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額 1,061,000円
- (2) 副市長 月額 885,000円
- (3) 教育長 月額 732,000円

（平27条例7・全改）

（通勤手当）

第3条の2 通勤手当の支給については、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「一般職の給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（期末手当）

第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の220を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、特別職の職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の給与条例第22条の3中「任命権者」とあるのは、市長及び副市長に係る期末手当の支給にあつては「市長」と、教育長に係る期末手当の支給にあつては「教育委員会」と読み替えるものとする。

（平15条例25・平18条例6・平22条例3・平22条例34・平24条例25・平26条例31・平27条例8・平27条例42・平28条例3・平28条例31・平29条例32・平30条例47・令元条例7・令元条例18・令2条例31・令4条例10・令4条例28・一部改正）

（退職手当の額及び支給方法等）

第5条 退職手当は、特別職の職員が退職した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月

数を乗じた額に、それぞれ次に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の43
- (2) 副市長 100分の26
- (3) 教育長 100分の18

3 前項の在職月数は、特別職の職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(市長及び副市長にあつてはその月数が48月を超えるときは、48月と、教育長にあつてはその月数が36月を超えるときは、36月とする。)による。

4 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

5 芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第13条から第18条までの規定は、特別職の職員の退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中教育長に係る退職手当の支給にあつては「退職手当管理機関」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(平18条例37・平19条例3・平22条例5・平27条例7・平27条例8・一部改正)

(退職手当の支給の特例)

第5条の2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)又は職員以外の地方公務員(以下「国家公務員等」という。)から引き続いて特別職の職員となつた職員が退職した場合は、次の各号に定める額を退職手当として退職時に支給する。

- (1) 特別職の職員としての在職期間に係る支給額については、その者の特別職の職員としての任期ごとに前条の規定を適用して得た額とする。
- (2) 国家公務員等としての勤続期間に係る支給額については、その者の国家公務員等としての勤続期間を芦屋市職員として勤務したものとみなし、退職手当条例の規定を適用して得た額とする。この場合において、退職手当の算定の基礎となる給料月額、その者の国家公務員等の退職の日における俸給月額又は給料月額(以下「俸給月額等」という。)の級号俸等を適用し、特別職の職員を退職する日現在の当該級号俸等の俸給月額等とす

る。

(国家公務員等となつた者の取扱い)

第5条の3 特別職の職員が、引き続いて国家公務員等となつた場合において、その者の職員としての在職期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(旅費)

第6条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。

(旅費の種類、額及び支給方法)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額その他の支給について必要な事項は、別に条例で定める。

(給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年11月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例の施行前に、改正前の芦屋市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、すでに支払われた昭和43年11月1日からこの条例の施行の日の前日までの間の給与は、改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料月額等の特例)

3 市長の給料月額及び地域手当の額は、別表の規定にかかわらず、平成25年4月1日から同月30日までの間、同表に規定する額から当該額に100分の100を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条の規定の適用については、この限りでない。

(平25条例14・全改)

(期末手当の額の特例)

4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日

から令和８年３月３１日までの間、同項の規定により算定された額に１００分の１０を乗じて得た額を減じて得た額とする。

（平２７条例４２・追加、平２９条例３２・令２条例５・令４条例４・令６条例６・一部改正）

（令和元年１２月に支給する副市長の期末手当に係る特例）

- ５ 令和元年１２月に支給する副市長の期末手当の額の算定に当たっては、第４条第２項に規定する基準日以前６月以内の期間における在職期間を６月として同項の規定を適用する。

（令元条例１８・追加）

（給料の額の特例）

- ６ 給料の額は、第３条の規定にかかわらず、令和２年７月１日から令和３年３月３１日までの間、同条各号に規定する額から当該額に１００分の５を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第４条及び第５条の規定の適用については、この限りでない。

（令２条例２０・追加）

（給料の額の特例）

- ７ 市長及び副市長の給料の額は、第３条の規定にかかわらず、令和３年７月１日から同月３１日までの間、同条に規定する額から当該額に１００分の１００を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第５条の規定の適用については、この限りでない。

<省略>

5 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年11月22日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第3項及び第4項の規定に基づき、本市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(平20条例30・平26条例14・一部改正)

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議長 月額 737,000円

副議長 月額 653,000円

議員 月額 591,000円

(平18条例35・平20条例30・平26条例14・平27条例7・一部改正)

第3条 議長及び副議長はその職に選挙された日から、議員はその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れた場合にあつてはその日までの、死亡によりその職を離れた場合にあつてはその日の属する月の末日までの議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から末日まで支給するとき以外の議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によつて計算した額とする。

4 任期満了等によりその職を離れた者が期間を空けずに同一の職についたときは、引き続き在職したものとみなして議員報酬を支給する。

5 議長、副議長又は議員の職に異動があつた場合の当該異動があつた日の議員報酬については、その額が多い方の議員報酬を支給する。

(平26条例14・全改)

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）別表第1級別1級の者に支給する額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（平26条例14・旧第6条繰上）

（期末手当）

第5条 議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、除名され、死亡し、又は議会の解散その他の事由により失職した者（当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

(平 1 5 条例 2 5・平 2 0 条例 3 0・平 2 2 条例 3・平 2 2 条例 3 4・
平 2 4 条例 2 5・一部改正、平 2 6 条例 1 4・旧第 7 条繰上・一部改正、
平 2 6 条例 3 1・平 2 8 条例 3・平 2 8 条例 3 1・平 2 9 条例 3 2・平
3 0 条例 4 7・令元条例 1 8・令 2 条例 3 1・令 4 条例 1 0・令 4 条例
2 8・令 5 条例 3 0・一部改正)

(準用規定)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(平 2 0 条例 3 0・一部改正、平 2 6 条例 1 4・旧第 8 条繰上)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 1 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行の日までに昭和 3 1 年 9 月 1 日以後の報酬及び費用弁償（以
下「報酬」という。）として従前の条例により既に支給した報酬は、この条例
により支給する報酬の内払とみなす。
- 3 芦屋市報酬費用及び実費弁償条例（昭和 2 7 年条例第 1 6 号）は、廃止す
る。

(議員報酬の特例)

- 4 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日までの間、議長、副議長及び議
員の議員報酬の額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 1 0
0 分の 9 5 を乗じて得た額とする。

(令 2 条例 1 9・追加、令 4 条例 1 2・一部改正)

<省略>

6 阪神7市 常勤特別職の給与月額の比較

1 市 長

	現 行							現 行 前	
自治体名	給料月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	地域手当	地域手当反映後月額	給料月額(本則)	適用年月日
芦屋市	1,061,000	H27.6.11						836,000	H19.4.1
尼崎市	1,177,000	H20.4.1						1,234,000	H3.11.1
西宮市	1,206,000	H21.8.1	964,800	給与月額20%カット	R6.1.1～R6.12.31			1,261,000	H6.7.1
伊丹市	1,036,000	H27.4.1				10%	1,139,600	1,063,000	H19.4.1
宝塚市	1,097,100	R6.4.1	965,100	給与月額12.3%カット	R3.11.1～R7.4.18			1,072,400	R3.5.1
川西市	982,000	H30.4.1	883,800	給与月額10%カット	R5.1.1～R7.3.31	10%	972,180	1,020,000	H27.4.1
三田市	982,000	H27.4.1						945,000	H24.10.1

2 副 市 長

	現 行							現 行 前	
自治体名	給料月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	地域手当	地域手当反映後月額	給料月額(本則)	適用年月日
芦屋市	885,000	H27.6.20						724,000	H19.4.1
尼崎市	942,000	H20.4.1						997,000	H3.11.1
西宮市	974,000	H21.8.1	827,900	給与月額15%カット	R6.1.1～R6.12.31			1,022,000	H6.7.1
伊丹市	857,000	H27.4.1				10%	942,700	879,000	H19.4.1
宝塚市	892,600	R6.4.1	819,400	給与月額8.2%カット	R3.11.1～R7.4.18			881,100	R3.5.1
川西市	796,000	H30.4.1	756,200	給与月額5%カット	R5.1.1～R7.3.31	10%	831,820	827,000	H27.4.1
三田市	785,000	H27.4.1						756,000	H24.10.1

6 阪神7市 常勤特別職の給与月額の比較

3 教 育 長

	現 行							現 行 前	
自治体名	給料月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	地域手当	地域手当反映後月額	給料月額(本則)	適用年月日
芦屋市	732,000	H27.4.1						614,000	H19.4.1
尼崎市	805,000	H20.4.1						844,000	H3.11.1
西宮市	827,000	H21.8.1	785,650	給与月額5%カット	R6.1.1～R6.12.31			862,000	H6.7.1
伊丹市	725,000	H27.4.1				10%	797,500	744,000	H19.4.1
宝塚市	759,600	R6.4.1	720,100	給与月額5.2%カット	R3.11.1～R7.4.18			758,100	R3.5.1
川西市	695,000	H30.4.1	681,100	給与月額2%カット	R5.1.1～R7.3.31	10%	749,210	722,000	H27.4.1
三田市	687,000	H27.4.1						661,000	H24.10.1

7 阪神7市 市議会議員の報酬月額と比較

1 議 長

	現 行					現 行 前	
自治体名	報酬月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	報酬月額(本則)	適用年月日
芦屋市	737,000	H27.6.11				698,000	H19.6.11
尼崎市	797,000	H20.4.1				851,000	H3.11.1
西宮市	827,000	H21.8.1	785,650	5%カット	R6.4.1～R6.12.31	862,000	H6.7.1
伊丹市	720,000	H27.4.1				739,000	H19.4.1
宝塚市	718,600	R6.4.1	682,600	5%カット	R5.11.1～R9.4.29	702,400	R3.5.1
川西市	701,000	H30.4.1				728,000	H27.4.1
三田市	636,000	H27.4.1				623,000	H23.4.1

2 副 議 長

	現 行					現 行 前	
自治体名	報酬月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	報酬月額(本則)	適用年月日
芦屋市	653,000	H27.6.11				618,000	H19.6.11
尼崎市	717,000	H20.4.1				769,000	H3.11.1
西宮市	748,000	H21.8.1	710,600	5%カット	R6.4.1～R6.12.31	776,000	H6.7.1
伊丹市	646,000	H27.4.1				663,000	H19.4.1
宝塚市	645,600	R6.4.1	613,300	5%カット	R5.11.1～R9.4.29	631,100	R3.5.1
川西市	629,000	H30.4.1				653,000	H27.4.1
三田市	549,000	H27.4.1				538,000	H23.4.1

7 阪神7市 市議会議員の報酬月額の比較

3 議 員

自治体名	現 行					現 行 前	
	報酬月額(本則)	適用年月日	減額後月額	減額措置内容	減額期間	報酬月額(本則)	適用年月日
芦屋市	591,000	H27.6.11				560,000	H19.6.11
尼崎市	640,000	H20.4.1				671,000	H3.11.1
西宮市	687,000	H21.8.1	652,650	5%カット	R6.4.1～R6.12.31	690,000	H6.7.1
伊丹市	584,000	H27.4.1				599,000	H19.4.1
宝塚市	592,700	R6.4.1	563,000	5%カット	R5.11.1～R9.4.29	579,400	R3.5.1
川西市	570,000	H30.4.1				592,000	H27.4.1
三田市	500,000	H27.4.1				490,000	H23.4.1

8 阪神7市 令和4年度財政状況等の比較

自治体名	人口(R5.1.1)	歳入総額	歳出総額	実質収支	財政力指数	実質公債費比率	経常収支比率
芦屋市	人 95,378	千円 48,302,957	千円 45,686,492	千円 2,374,719	1.038	% 6.9	% 94.6
尼崎市	458,895	227,245,745	224,209,611	2,314,528	0.820	8.5	97.0
西宮市	482,796	201,067,541	200,150,332	520,113	0.937	4.5	96.6
伊丹市	202,539	92,952,656	91,861,306	902,741	0.790	4.5	92.7
宝塚市	230,788	91,037,273	89,536,890	1,207,341	0.845	4.6	93.7
川西市	155,098	62,093,504	61,425,978	531,592	0.670	7.8	98.5
三田市	108,387	42,269,751	41,285,040	479,420	0.850	5.6	94.6

【用語説明】

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値。 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%。
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

9 芦屋市 財政状況の推移

指標名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政力指数	0.937	0.956	0.971	0.985	1.009	1.023	1.024	1.038
実質収支比率(%)	5.0	2.5	1.9	2.5	3.7	6.7	15.3	9.6
実質公債費比率(%)	5.5	3.4	8.3	10.6	11.0	7.4	6.3	6.9
経常収支比率(%)	93.7	99.2	112.6	102.9	96.3	96.9	92.0	94.6

【用語説明】

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
実質収支比率(%)	標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す。正数の場合は黒字、負数の場合は赤字となる。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%。
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

10 阪神7市 特別職の期末手当の比較

1 市長

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.4月	5,602,080	10%減額	R6.4.1～R8.3.31	5,041,872
尼崎市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	5,802,610	無		
西宮市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	6,512,400	20%減額	R6.1.1～R6.12.31	5,209,920
伊丹市	((給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×0.2+(給料月額×0.25))×支給月数	20%	3.4月	5,530,168	無		
宝塚市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	5,408,730	12.3%減額	R3.11.1～R7.4.18	4,757,943
川西市	給料月額×1.1(地域手当)×役職加算×支給月数	20%	4.5月	5,833,080	役職加算凍結	H19から当分の間	4,374,810
三田市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	5,302,800	無		

2 副市長

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.4月	4,672,800	10%減額	R6.4.1～R8.3.31	4,205,520
尼崎市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	4,644,060	無		
西宮市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	5,259,600	15%減額	R6.1.1～R6.12.31	4,470,660
伊丹市	((給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×0.2+(給料月額×0.25))×支給月数	20%	3.4月	4,574,666	無		
宝塚市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	4,400,518	8.2%減額	R3.11.1～R7.4.18	4,039,642
川西市	給料月額×1.1(地域手当)×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,728,240	役職加算凍結	H19から当分の間	3,743,190
三田市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,239,000	無		

3 教育長

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.4月	3,864,960	10%減額	R6.4.1～R8.3.31	3,478,464
尼崎市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,968,650	無		
西宮市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,465,800	5%減額	R6.1.1～R6.12.31	4,242,510
伊丹市	((給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×0.2+(給料月額×0.25))×支給月数	20%	3.4月	3,870,050	無		
宝塚市	給料月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,744,828	5.2%減額	R3.11.1～R7.4.18	3,550,093
川西市	給料月額×1.1(地域手当)×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,128,300	役職加算凍結	H19から当分の間	3,371,445
三田市	給料月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,709,800	無		

11 阪神7市 市議会議員の期末手当の比較

1 議長

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,979,800	無		
尼崎市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,929,210	無		
西宮市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,465,800	5%減額	R6.4.1～R7.3.31	4,242,510
伊丹市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,549,600	無		
宝塚市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,542,698	5%減額	R5.11.1～R9.4.29	3,365,218
川西市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,785,400	役職加算20%→6%	H30から当分の間	3,343,770
三田市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,434,400	無		

2 副議長

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,526,200	無		
尼崎市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,534,810	無		
西宮市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	4,039,200	5%減額	R6.4.1～R7.3.31	3,837,240
伊丹市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,184,780	無		
宝塚市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,182,808	5%減額	R5.11.1～R9.4.29	3,023,569
川西市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,396,600	役職加算20%→6%	H30から当分の間	3,000,330
三田市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	2,964,600	無		

3 議員

自治体名	算定基礎	役職加算	支給月数	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,191,400	無		
尼崎市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	3,155,200	無		
西宮市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,709,800	5%減額	R6.4.1～R7.3.31	3,524,310
伊丹市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	2,879,120	無		
宝塚市	報酬月額×役職加算×支給月数	45%	3.4月	2,922,011	5%減額	R5.11.1～R9.4.29	2,775,590
川西市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	3,078,000	役職加算20%→6%	H30から当分の間	2,718,900
三田市	報酬月額×役職加算×支給月数	20%	4.5月	2,700,000	無		

12 阪神7市 特別職(常勤)の退職手当の比較

1 市長

自治体名	計算方法	支給率	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×在職月数×支給率	43/100	21,899,040	無		
尼崎市	給料月額×在職月数×支給率	40/100	22,598,400	無		
西宮市	給料月額×在職月数×支給率	43/100	24,891,840	無		
伊丹市	給料月額×在職月数×支給率	40/100	19,891,200	無		
宝塚市	給料月額×在職月数×支給率	40/100	21,064,320	12.3%減額	R3.11.1～R7.4.18	18,529,920
川西市	給料月額×在職月数×支給率	40/100	18,854,400	無		
三田市	給料月額×在職月数×支給率	40/100	18,854,400	無		

2 副市長

自治体名	計算方法	支給率	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×在職月数×支給率	26/100	11,044,800	無		
尼崎市	給料月額×在職月数×支給率	27/100	12,208,320	無		
西宮市	給料月額×在職月数×支給率	28/100	13,090,560	無		
伊丹市	給料月額×在職月数×支給率	24/100	9,872,640	無		
宝塚市	給料月額×在職月数×支給率	24/100	10,282,752	8.3%減額	R3.11.1～R7.4.18	9,439,488
川西市	給料月額×在職月数×支給率	24/100	9,169,920	無		
三田市	給料月額×在職月数×支給率	24/100	9,043,200	無		

3 教育長

自治体名	計算方法	支給率	本来額(円)	削減内容	削減期間	削減後額(円)
芦屋市	給料月額×在職月数×支給率	18/100	4,743,360	無		
尼崎市	給料月額×在職月数×支給率	21/100	6,085,800	無		
西宮市	給料月額×在職月数×支給率	22/100	6,549,840	無		
伊丹市	給料月額×在職月数×支給率	18/100	4,698,000	無		
宝塚市	給料月額×在職月数×支給率	18/100	4,922,208	5.2%減額	R3.11.1～R7.4.18	4,666,248
川西市	給料月額×在職月数×支給率	18/100	4,503,600	無		
三田市	給料月額×在職月数×支給率	18/100	4,451,760	無		

13 阪神7市 特別職報酬等審議会の開催等の比較

(1) 審議会への諮問項目

① 常勤特別職(市長・副市長・教育長)

自治体名	給料等	期末手当	勤勉手当	退職手当	その他
芦屋市	○				
尼崎市	○(教育長除く)	○(教育長除く)		○(教育長除く)	
西宮市	○(教育長除く)			○(教育長除く)	
伊丹市	○(教育長除く)				
宝塚市	○				
川西市	○				
三田市	○				

② 非常勤常勤特別職(市議会議員)

自治体名	報酬等	期末手当	勤勉手当	その他
芦屋市	○			
尼崎市	○	○		
西宮市	○			
伊丹市	○			
宝塚市	○			
川西市	○			
三田市	○			政務活動費

13 阪神7市 特別職報酬等審議会の開催等の比較

③ 非常勤常勤特別職(各種行政委員)

自治体名	報酬等	期末手当	勤勉手当	その他
芦屋市				
尼崎市				
西宮市				
伊丹市				
宝塚市				
川西市	○			
三田市				

(2) 審議会の開催サイクル

自治体名	開催サイクル	備考
芦屋市	必要に応じて	
尼崎市	必要に応じて	
西宮市	毎年	1年に1回以上
伊丹市	必要に応じて	
宝塚市	必要に応じて	概ね3年ごと
川西市	必要に応じて	
三田市	必要に応じて	

13 阪神7市 特別職報酬等審議会の開催等の比較

(3)委員の人数、公募の有無

自治体名	委員数	委員のうち女性数	公募の有無	公募人数
芦屋市	10名	未定	有	2名
尼崎市	10名以内	半数	有	2名
西宮市	9名	1名	無	
伊丹市	10名	未定	無	
宝塚市	8名	未定	有	2名
川西市	7名	3名		
三田市	8名	未定	有	3名

(4)委員選任区分等

自治体名	公共的団体役員	市民の代表	その他
芦屋市	都度、選定する	2名	
尼崎市	都度、選定する	2名(男女1名ずつ)	
西宮市	商工会議所、青年会議所、医師会 労働者福祉協議会、地域婦人団体協 議会、コミュニティ協会		関西学院大学 兵庫県弁護士会
伊丹市	都度、選定する	都度、選定する	
宝塚市	商工会議所、自治会ネットワーク会議 連合兵庫宝塚地区連絡協議会	公募1名、無作為抽出1名	知識経験者3名 (大学教授・弁護士・税理士)
川西市	都度、選定する	都度、選定する	学識経験者
三田市	都度、選定する	3名程度	

13 阪神7市 特別職報酬等審議会の開催等の比較

(5) 令和6年度の開催予定

自治体名	開催予定	開催予定月
芦屋市	有	10月
尼崎市	有	11月
西宮市	有	10月
伊丹市	無	
宝塚市	無	
川西市	無	
三田市	無	